

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年5月22日
【会社名】	GMB株式会社
【英訳名】	GMB CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 松岡 信夫
【本店の所在の場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3
【電話番号】	(0745) 44-1911
【事務連絡者氏名】	専務取締役 金本 現一
【最寄りの連絡場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3
【電話番号】	(0745) 44-1911
【事務連絡者氏名】	専務取締役 金本 現一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、ルーマニアに子会社を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、平成26年3月3日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、当該臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 1 提出理由

### 2 報告内容

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金（又は出資の額）及び事業の内容
- (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合
- (3) 当該異動の理由及びその年月日

## 3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

### 1 提出理由

（訂正前）

当社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、ルーマニアにROMANIA GMB AUTOMOTIVE S.R.L.（仮称）を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（訂正後）

当社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、ルーマニアにGMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S.R.L.を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金（又は出資の額）及び事業の内容

（訂正前）

名称	<u>ROMANIA GMB AUTOMOTIVE S.R.L.（仮称）</u>
住所	<u>ルーマニア アルジェシュ県（予定）</u>
代表者の氏名	<u>崔圭在（予定）</u>
資本金（又は出資の額）	<u>7,000千米ドル相当のルーマニアレイ（予定）</u>
事業の内容	自動車部品の製造・販売

（訂正後）

名称	<u>GMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S.R.L.</u>
住所	<u>ルーマニア アルジェシュ県</u>
代表者の氏名	崔圭在
資本金（又は出資の額）	<u>23,100千ルーマニアレイ</u>
事業の内容	自動車部品の製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

(訂正前)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前

-

異動後

7,000千米ドル相当のルーマニアレイ(予定)(うち間接所有分7,000千米ドル相当のルーマニアレイ(予定))

<後略>

(訂正後)

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前

-

異動後

23,100千ルーマニアレイ(うち間接所有分23,100千ルーマニアレイ)

<後略>

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

異動の理由

当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP.がROMANIA GMB AUTOMOTIVE S.R.L.(仮称)を設立することに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成26年6月(予定)

(訂正後)

異動の理由

当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP.がGMB ROMANIA AUTO INDUSTRY S.R.L.を設立することに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成26年5月15日

以上